

## 教職員の懲戒処分について

本日、東京都より、地方公務員法に基づき、区立学校に勤務していた教職員（都雇用）の懲戒処分が公表されましたのでお知らせします。

### 1 被処分教員

- (1) 氏名 山本 弘毅
- (2) 学校名 杉並区立和田中学校
- (3) 職名 教諭
- (4) 年齢 31歳
- (5) 性別 男

### 2 処分の程度

懲戒免職

### 3 発令年月日

令和5年8月9日

### 4 処分理由

面識のない女性に対する恋愛感情等を充足する目的で、令和4年12月下旬頃から令和5年2月7日までの間に、同女性に対して、同女性が居住するアパート玄関扉前等に複数回押し掛けることにより、ストーカー行為をした。

### 5 区への対応

- ・学校から一斉メール配信システムにより、処分公表の内容や今後の学校の対応とお詫び、臨時保護者会の開催を保護者へ連絡を行う。
- ・生徒の心のケアなどを丁寧に行う。
- ・教育委員会として、服務規律の一層の確保と、綱紀粛正の徹底を図る。

### 【白石高士教育長のコメント】

子どもたちの模範となるべき教職員が、このような悪質な行為を行ったことは絶対に許されるものではなく、極めて重く受け止めております。区立学校に対する信頼を揺るがすこととなってしまい、心よりお詫びを申し上げます。今後、厳正な服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

---

### 【問い合わせ先】

教育人事企画課 TEL 03-3312-2111（内線1651）